会　　則

１　名　称　　　この会は「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」という。

２　目　的

３　会　員　　　原則として上記２を目的として、本会で活動する者とする。

　　　　　　　　また、２を目的として活動できる者は誰でも会員になれる。

４　役　員　　　本会は次の役員を置く。

　　　　　　　　会　長　　　　　　名

　　　　　　　　副会長　　　　　　名

　　　　　　　　会計長　　　　　　名

　　　　　　　　会計補佐　　　　　名

５　役員の任期　役員の任期は　　　年とする。

６　入会金　　　入会金は１名　　　　　　　　円とする。

７　会　費　　　会費は１カ月　　　　　　　　円とし、　　　　　　　　　　　　に

徴収する。尚、不足金が生じたときは臨時に徴収することができる。

８　脱　会　　　脱会は自由だが、入会金及び会費は返還しない。

９　その他　　　会計は慶弔費を一切計上しないものとする。